

日本東亞同文書院編

(第二十四冊)

中國省別全志

綫裝書局

第十二卷

安
徽
省

(二)

大正八年

一九一九年

東亞同文會

第六編 主要物産及商業慣習

第一章 安徽省に於ける米

第一節 概説

安徽省に於ける農業は之を地勢より分ちて揚子江流域に屬するものと、淮水流域に屬するものとの二區域となすを適當とす、而して滁州及全椒合肥は揚子江の支流域に屬し、土地肥沃にして而も雨量に富み到る處水田にして米作に適す、正陽關及霍邱は淮水流域に在り、土地廣漠、多くは高原性にして雨量に乏しく従て水田少く、麥、高粱大豆等を主要產物とす、六安府を中心とせる地方は山脈を以て圍まれ雨量稍多ければ水田亦少からず。

安徽省に於ける水田は河流より水を引きて耕作するに非ずして、大なる溜池を作り、之に雨水を貯へ、降雨少くして稻田の水枯れんとする時は、此の水溜より水を引き之を補ふ、安徽の地味は最も肥沃にして、土質粘土に類し、よく水を保ち

得るを以て古より此方法に依る米作盛に行はれ、特に廬州府内は稻田遠く連り

米の産額全省に冠たり。

然れども此等農田の灌漑を

向つて右より

一、鋤

二、播種器

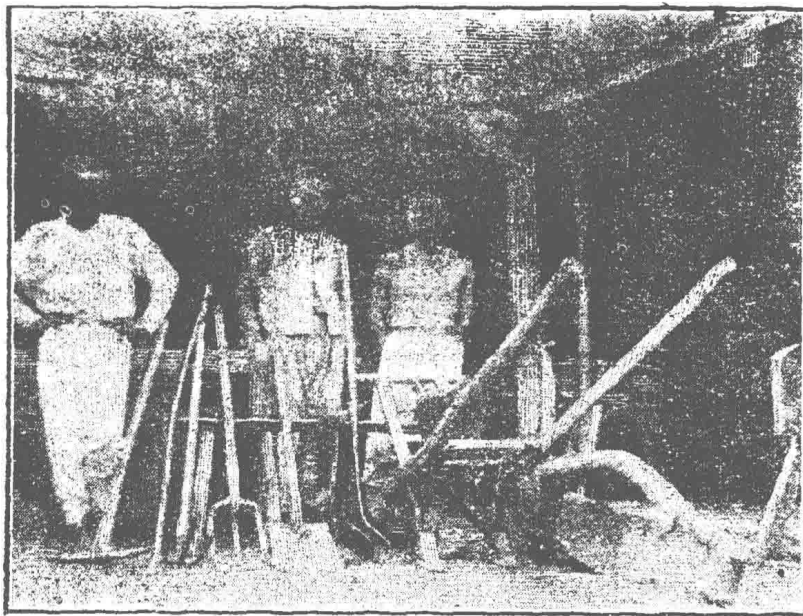
三、鋤

四、スコップ

五、三叉

六、三鋤

七、鶴嘴



安 徽 の 農 具

に一家を擧げ甚しきは一郷を擧げて、他郷に移るの已むなきに至ることあり、然れども彼地の農民は曰く、水害より更に怖る可きものあり、即旱魃にして、一度旱

見るに、山深きに非ず、森林多きに非ず、假令降雨あるも森林の調節するもの無きを以て、其水は水溜及水田に留るの外一時に流下し、大雨には田野に漲り耕地を荒廢せしめ農作物を害すること多し、是以當地方に於ては年々大洪水の爲め多大なる損害を招き、民は食に窮し遂

魃の災に遇ふ時は、其損害一般的なれば、之を救ふ事能はず、若し天雨を降さざる事月餘ならんか、水田水無く溜池の水も亦盡き如何ともするなし、云云と、大正三年に於ける安徽省の旱魃は甚しきものにして近來稀なりと稱せられ、水田に一滴の水なく、龜裂の幅一寸、長さ一尺餘、深さ四五寸に及び、稻は僅に五、六寸にして枯れ、其他農作物一として成長を全くせるものなし。

第二節 安徽省に於ける米産額

安徽は支那中部に於ける米産地として江蘇兩湖地方と共に其の名著はると雖も、全省の産額に至つては、諸説參差ありて何れを眞とすべきかに苦む、今二三の説を記し其の大概を見るに次の如し。

(一) 民國五年十二月刊行に係る農商部民國三年度の統計に據れば、種植田額一三、二四三、〇五二畝にして、一畝當收穫一支那石(以下略して石と稱す欄外註參照)とし、一三、二四三、〇五二石と算す。

(二) 上海日本實業協會調査に據れば四七、六〇〇、〇〇〇石とす。

が故
所定
一六
七八
較す
石は
擔弱

(三)揚子江流域の米産を調査せる報告書に依れば、六千萬擔即ち四二、八五七、〇〇〇石と云ふ。

以上第一説は既述の如く安徽省近年稀なる凶作時に於ける統計にして準となすに足らず、第二第三説は稍妥當なりと見得べきものあり、今其の理由とする所を述べむ。

安徽全省の人口は一四、〇七五、〇〇〇人と見、支那人一人の一ヶ年消費高二石五斗とすれば三五、一八七、五〇〇石なり、之に海關及常關經由移輸出三、五〇〇、〇〇〇石及常食以外の消費額を合し四千萬石内外と見るを得べし。

而して今之を清末に於ける安徽巡撫の説明報告に基き耕地面積と收穫量とより算定する時は熟田及屯田額三四、〇六三、六三〇畝なるを以て一畝當り一、五石とすれば五六、〇九五、四四五石なり、故に安徽省米産額は四千五百萬石と見て大差なきに庶し、之を湖南省に比すれば殆ど同額の産なりと雖も、全面積より見る時は却て其一倍半以上なり。

第三節 蕪湖米

第一 概況

蕪湖一帯は土地肥沃にして肥料を施すこと稀なりと雖も、耕地低くして水害を蒙る毎に土地變化す、而して栽培法は種を苗代に播きて成長するに及び六月頃二回に植付をなし、七月に穂出で一箇月にして成熟し八月末九月初に收穫す、産額は良地一畝に付四石、下等地二石位なり、蕪湖米には三河米、寧國米、南陵米、襄安米等あり就中三河米を以て最とす。

第二 蕪湖米の產地及出廻高

安徽省は普通北安徽、南安徽に分たれ、従つて産米も亦江北米、江南米に大別せらる、其の蕪湖に運到せらるゝ米の產地及出廻高を示せば次の如し。

南陵縣	一、〇〇〇、〇〇〇	支那石	和州	四五〇、〇〇〇	支那石
太平縣	四五〇、〇〇〇		襄安	一〇〇、〇〇〇	
寧國縣	一、〇〇〇、〇〇〇		孔城	二五〇、〇〇〇	

灣 沚	二〇〇、〇〇〇	無爲州	一〇〇、〇〇〇
青 陽	三〇〇、〇〇〇	圻 泉	一〇〇、〇〇〇
西 河	一〇〇、〇〇〇	安 慶	一〇〇、〇〇〇
南 鄉	四〇〇、〇〇〇	運 漕	二〇〇、〇〇〇
三 河	一〇〇、〇〇〇	廬 州	四五〇、〇〇〇
廬 江	一〇〇、〇〇〇		

第三 品質及種類

品質 蕪湖米は其質優良なりと云ふべからざるも、西貢及蘭貢米の代用としては不可なしと云ふ、其蕪湖に集るもの、中三河米は其質蕪湖米中の第一とし建平、廣徳之に次ぎ、安徽、寧國、太平等其下位に在り、然れども蕪湖の南關に集るものは其質最も優良なるものにして、是等は蕪湖附近のものが陸路此地に運到するものなり。

種類 粳米、糯米、糙米、機械米等ありと雖も、産米は殆ど全部粳米にして、普通米は蕪湖を距る三、四十支里なる灣沚と稱する地方に産すれども、小額にして論ず

るに足らず、皖米の上等品を麻袋米と稱廬州府を中心とし巢湖一帶廬江、襄安地方に産す。

第四 蕪湖米の輸出及輸出高

仕向地 重に寧波、上海、芝罘、天津、膠州、厦門等なれども、最も有名なるは廣東及汕頭とす、而して其輸出高は年の作柄の如何、又は相場の高低、兵糧米の徵發及印度又は東京地方の米作狀況等の原因に由り、毎年一定せずと雖も、常に本埠輸出の八、九割は廣東及び汕頭方面に向ふものとす。

蕪湖の輸出年額は三、四百萬擔より多き時は七、八百萬擔に上る事あり、由是觀之蕪湖の輸出品は米を除きて他に殆ど見る可きものなく、蕪湖市場の繁榮は實に米穀に由るものと云ふ可し、蕪湖が開港場となりてより江蘇米の一部及江西米の一部も亦運搬され、安徽米として輸出さるゝものあれども少額なり。

輸出諸掛 蕪湖より他省に移出さるゝ費用は、取扱各幫の如何を問はず、一定の額を定む、即ち左の如し。

海關輸出税

每百斤に付

兩錢分厘毛
〇・二〇〇五

蘇州米捐(舊關稅)

每百五十斤に付

〇・〇五〇〇

安徽皖米稅(舊關稅)

同

〇・一二七〇

仲買口錢

同

〇・〇三〇〇

解 賃

同

〇・〇一一〇

上下苦力賃

同

〇・〇五二〇

袋入口縫賃(絲代共)

同

〇・〇一八〇

保險料

同

〇・〇一四〇

合 計

銀

〇・五〇二五

燕湖上海間諸掛

燕湖上等玄米一石

但一袋にて百五十斤とす

二七銀

兩錢分厘毛

三・四〇〇〇

燕湖輸出諸掛費用

〇・三四〇三

運 賃 燕湖上海間一擔に付兩〇・二三

〇・一九五〇

麻 袋

〇・一三〇〇

計 上海沖渡し一袋に付

二七銀

四・〇六五三

蕪湖米輸出統計(穀を(再輸出を)含む(含まず))

擔

海關兩

擔

海關兩

一九〇五 八、四三八、〇九三 一九三一三、九四二 一九一一 二、六六五、一五一

一九〇六 四、九九二、七二五 一一、二八三、七四二 一九一二 四、五六二、一九五

一九〇七 二、四五二、一八〇 七、二九〇、三九八 一九一三 二、四七三、八三五

一九〇八 四、八二五、七五三 一二、九四七、五四八 一九一四 二、二三一、五八一

一九〇九 四、九四四、九二三 一二、七四三、〇八七 一九一五 二、六五七、一一三

一九一〇 三、五八二、四七八 一一、五六三、四五四 一九一六 三、三五〇、七六六

今蕪湖輸出米の地位を知らんが爲め、最近五箇年間の支那各港輸出總高及外國輸出の總高を示せば次の如し。

支那各港輸出及外國輸出米總高

支那各港より輸出

擔

海關兩

外國へ輸出

擔

海關兩

一九一二年 六、六四七、五三八 一九、九二一、四七九 三七、〇五一 一三三、〇〇一

一九一三年 三、九四六、〇一一 一〇、六三四、九八三 八四、四二八 二二〇、〇七三

一九一四年 三、一二八、八六三 九、四三四、七七五 二七、九三九 八三、〇九六

一九一五年	三、一六一、〇一六	一一、六〇一、七〇七	二二、二六三	七三、五五四
一九一六年	四、六九六、六八九	一三、五五八、五七五	二二、五一五	八〇、一四三

而して外國輸出は日本臺灣の一萬擔内外を最多とし、香港、布哇等之に次ぐ。

蕪湖常關經由移出統計

	蕪湖常關		五十里以内		五十里以外		合計	
	米	穀付	米	穀付	米	穀付	米	穀付
一九一一年	101,434 擔	11,766 擔	—	—	101,434 擔	11,766 擔	101,434 擔	11,766 擔
一九一二年	104,492 擔	4,103 擔	—	—	104,492 擔	4,103 擔	104,492 擔	4,103 擔
一九一三年	74,974 擔	30,184 擔	—	—	74,974 擔	30,184 擔	74,974 擔	30,184 擔
一九一四年	19 擔	653 擔	2,639,331 擔	847,536 擔	2,639,331 擔	847,536 擔	2,639,331 擔	847,536 擔
一九一五年	293,679 擔	14,000 擔	1,673,092 擔	331,379 擔	345,491 擔	15,557 擔	2,311,263 擔	360,936 擔
一九一六年	134,037 擔	—	2,036,577 擔	263,844 擔	359,534 擔	5,737 擔	2,390,111 擔	269,571 擔

而して大正三年に於ける蕪湖より内地への移出額は大體次の如し。

芝罘	二〇〇,〇〇〇 擔	汕頭	七三〇,〇〇〇 擔
九江	一五〇,〇〇〇	廣東	三三〇,〇〇〇
上海	五五〇,〇〇〇	寧波	三〇〇,〇〇〇

合計 二二六〇、〇〇〇

其他無税にて輸出せられしもの次の如し。

牛莊天津 一二〇、〇〇〇 温州 一〇〇、〇〇〇

安徽米と日本 是等の米穀は南支及北支諸港に輸出せらるゝものなれども大正二年の如きは平作なりしを以て、本邦へ一百万擔餘の輸出を企てたるも、其後米價の騰貴と共に反對起り、遂に其契約は取消さるゝに至れり、今其當時の状況を見るに。

日本資本家と取結ばれたる契約は、安徽米七十四萬擔の輸出にして、三井洋行の如きは時の安徽都督柏文蔚との間に安徽米四十萬擔の輸出契約をなせり、然るに忽ち商會及省議會等各種團體の激烈なる反對に遇ひ、柏都督攻撃の好材料となれり、然れ共尙柏都督は日商矢部經三郎氏と安徽米三十四萬石輸出の契約を結びたり、其後右契約は變更せられ、大正三年一月鈴木洋行之を引受くる事となり、三井洋行よりは十五萬兩、鈴木洋行よりは一萬兩の手附金を交附せり、之を見たる安徽省民は都督に對し、手附金に由りて私腹を肥し、米價の騰貴に由りて

受くる人民の苦痛を無視せるものとして攻撃し、盛に是が取消運動を起せしかば安徽省の一大問題となり、鈴木洋行に對し都督をして若干の損害と手附金とを賠償せしむるに決し、契約を取消すに至れり。

第五 米商人

問屋 蕪湖に於ける米問屋と稱するものは糧米牌なる看板を掲げ、多く當地方人の經營に係る而して米問屋は一種の仲買人にして、賣買の仲介者となり、一定の口錢即ち行佣を收む、故に輿地より來れる米も一度は必ず米問屋の手を経るものとす、今蕪湖に於ける米問屋の重なるものを示せば次の如し。

店名	經營者	所在地	店名	經營者	所在地	店名	經營者	所在地
義和祥	陶子	蕪湖碼頭	萬順源	江老二	渡口	榮泰祥	玉增泰	橫街
義源祥	張海山	洋街	廣興源	江溥耕	進寶街	億豐祥	葉子清	同
湖豐	楊金桓	同	聚豐祥	葛記五	同	同興	魏長金	同
源盛和	劉明松	同	源昌祥	胡	同	萬順祥	劉日明	同
正鑫	劉恒	同	隆泰盛	朱盛怕	橫街	永淮泰	張基海	同

豐記	高峯同	謙和祥	曹萬玉同	萬盛昌	董光緒進寶街
發盛長	袁鴻度同	裕順昌	載子江厦里	公仙	蕭喜子橫街
廣和祥	黃子樂同	發盛和	楊裕和橫街	新德	楊裕和同
合興昌	丁宋長同	寶豐祥	吳泰山同	萬泰發	楊善章進寶街
潮盛	蔡雪峰接官廳	德和祥	金老山同	利源湧	孔頌鄉橫街
同康祥	孫錫山同	廣隆發	卞退金同	鑫記	金竹岩河南
裕順昌	劉緒磨渡船口	廣德祥	霍本生同	德泰和	樂和同

以上列記せるものゝ中、相當の資金を有し、信用を置きて取引し得べきものは二十軒に過ぎず。

輸出商 米貿易商には廣幫、潮幫、寧幫の三種あり、是等は仕向地に由りて其の取引を異にす、香港及び廣東地方に輸出せらるゝ米は廣幫に依り、汕頭、天津地方に向ふものは潮幫之を取扱ひ、寧波幫は上海寧波、煙台地方に至るものを取扱ふ而して其經營者は蕪湖人にあらずして、各幫名の如く廣東、潮州寧波人の經營するものなり、其主なるもの次の如し。